

オンライン委員会運営要綱の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 委員会条例第18条の2に規定するオンライン委員会を開催する場合において、同条第2項に係る指定場所に関する通知について規定するため。
- (2) 電子採決システム採決を導入したことにより、要綱に定める表決方法の規定を削除し、委員会条例の規定に則した表決方法を採用することに改めるため。
- (3) オンライン委員会開催時の正副委員長の互選は、現在指名推選の方法のみを可能としているが、互選は投票によることも考えられるので、その場合はオンライン委員は参加できない旨を規定するため。

2 主な改正内容

- (1) 第2条の2として「オンライン委員会開催に係る指定等」を加え、その通知の様式を「様式第1号」とするもの。
- (2) 第3条第1項の「様式第1号」を「様式第2号」に、同条第2項の「様式第2号」を「様式第3号」に改めるもの。
- (3) オンライン委員会開催時の正副委員長の互選について、投票による場合はオンライン委員は参加できない旨を規定するもの。

3 施行日

公表の日からとする。